平成２７年（フ）第３１４号
北九州市小倉南区上吉田３丁目15番14号（Ｉ棟101）
債務者　木下　武也
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３１５号
北九州市小倉南区上吉田３丁目15番14号（Ｉ棟101）
債務者　木下　千恵
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１３３号
青森市大字大野字山下47番地６
債務者　長崎　和子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
青森市桜川６丁目８番15号　ティストニーⅠ―208
債務者　川崎由起子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
青森県むつ市川内町川内51番地、住民票上の住所青森県むつ市川内町川内102番地
債務者　富岡　明美
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１５号
愛知県津島市大和町２丁目101番地　エミューヤマト201号、従前の住所愛知県津島市唐臼町西島71番地１　県営唐臼住宅８棟102号
債務者　大島　吉登
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８６号
栃木県栃木市都賀町合戦場1002番地１　メゾンフォレスト101、前住所栃木県栃木市都賀町平川498番地２
債務者　小林　暢公
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８７号
栃木県栃木市都賀町合戦場1002番地１　メゾンフォレスト101、前住所栃木県栃木市都賀町平川498番地２
債務者　小林　友美（旧姓伏木）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９８号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目13番地１　市営住宅16号棟23号
債務者　上野　弘美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９９号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目13番地１　市営住宅16号棟23号
債務者　上野真由美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１号
大分県中津市大字中殿506番地30　コーポ余木101
債務者　田山　憲二
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月22日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６４号
神奈川県藤沢市善行２丁目20番地の５　コーポ福寿ハウス205
債務者　小川　亜希（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２３５号
神奈川県大和市上草柳２丁目７番９号　シンシアⅠ　２Ｆ
債務者　伊藤　眞一
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２８０号
神奈川県大和市柳橋４丁目３番16号
債務者　高橋　敏徳
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２７号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅16棟401号
債務者　立石　誠二
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部